

ロシア連邦大統領令

外国投資家の権利の追加的な保証について

2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応(対抗)措置について」にしたがい、以下を決定する:

1. 外国投資家は、ロシア連邦大統領令2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」、同2022年3月5日付第95号「若干の外国債権者に対する債務の暫定的履行手順について」、2022年3月18日付第126号「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」、2022年5月4日付第254号「若干の外国債権者に対する企業間の財政的義務の暫定的な履行手順について」、2022年8月5日付第520号「若干の外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における経済的特別措置の適用について」、2022年9月8日付第618号「若干の者の間における特定の種類の取引(オペレーション)の特別な実行(履行)手順について」、2022年10月15日付第737号「一定の種類の取引(オペレーション)が実施(履行)される上でいくつかの問題について」ならびに2023年3月3日付第138号「有価証券取引に係わる経済的性格の追加暫定的措置について」の規定を考慮することなく、ロシア連邦における投資を行うことができるものとする。

2. 本令において:

a) 外国投資家とは次の者のことをいう:

ロシア連邦において投資を実施する、非友好的外国国家の者。ここには、非友好的外国国家の者ではない外国人であって、自らの属人法にしたがって有価証券に対する権利の登録および移転を行うか、または当該の非友好的外国国家の者の利益のために何らかの法的行為および物理的行為を行う者を起用する場合が含まれる;

自らの属人法にもとづいて有価証券に対する権利の登録および移転を行うか、非友好的外国国家の者でない外国人の利益のために何らかの法的行為および物理的行為を行う外国人を起用してロシア連邦において投資を実施する、当該の非友好的外国国家の者ではない外国人;

b) 非友好的外国国家の者とは、ロシア連邦ならびにロシアの法人および自然人に対して非友好的な行動を実行する外国国家と関係を有する外国人(そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む)、ならびにその登記場所(その登記場所がロシア連邦である場合を除く)もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者のことをいう。

3. 本令が定める手順にしたがってロシア連邦における投資を行うにあたり、外国投資家は、ロシア連邦領外向けを含めて、以下の送金を行う:

a) ロシア連邦における投資の実施に充てることを目的とするかまたは当該の投資から得られた、「In」型口座に振り込まれたルーブル建ての金銭。「In」型口座(「In」型証券口座〔個別口座〕を含む)は、信用金融機関および非信用金融機関によって、外国投資家によるロシア連邦における投資の実施、ならびに金銭、およびロシアの株式会社の株式、連邦債、およびロシアの発行体の債券であってロシアの預託機関がそれに対する権利の集中管理(その強制集中保管)を行うもの、ならびにロシアの投資信託の投資口(以下、「ロシアの有価証券」)の計上管理を目的として、開設される。「In」型口座の取扱い条件は、ロシア連邦

中央銀行理事会決定がこれを定める；

b) 「In」型口座に振り込まれた、ロシア連邦における投資の実施に充てることを目的とする外国通貨建ての金銭、および当該の投資から得られた外貨資産。

4. 本令が定める保証は、外国投資の実施にあたって実行される次の取引（オペレーション）に対して適用される：

a) 外国投資家（その利益のために行動する者）の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者による、株式公開の際または取引所取引における、不特定多数の取引参加者を対象とした提示にもとづいたロシアの有価証券の取得；

b) 外国投資家（その利益のために行動する者）の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者による、本項「a」号にしたがって取得されたロシアの有価証券の、取引所取引における、不特定多数の取引参加者を対象とした提示にもとづいた譲渡；

c) 本項「a」号にしたがって取得されたロシアの有価証券に係る支払い義務の履行；

d) 外国投資家によるロシアの金融機関における金銭の預金（預託）、および預金（預託資産）の払い戻し義務の履行；

e) 外国投資家（その利益のために行動する者）の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者による、不特定多数の取引参加者を対象とした提示にもとづいた、取引所取引における、金融派生商品である契約の締結、および当該契約の義務の履行。

5. 2023年3月3日付ロシア連邦大統領令第138号「有価証券の取引に係る経済的性格の追加暫定的措置について」第7項が定める別途計上管理の義務は、以下の場合にはこれを適用しない：

a) 本令第4項「a」号および「b」号にしたがってロシアの有価証券の取得および譲渡が行われる；

b) 本令第9項「c」号にしたがってロシアの有価証券の振替および引出に係るオペレーションが実施される；

c) 不特定多数の取引参加者を対象とした提示にもとづき、取引所取引において、ロシアの有価証券に係る後続の取引（オペレーション）が実行される。

6. 信用金融機関および非信用金融機関は、本令の定める手順にしたがってロシア連邦における投資が実施された結果として取得された（受け取られた）外国投資家（その利益のために行動する者）の資産、債権および債務を、別途計上管理する。

7. 外国投資は、外国銀行またはロシア連邦領外にあるその他の金融機関に開設されている口座から「In」型口座に対して振り込まれた金銭、ならびに当該の投資から取得された金銭によって、これを行う。

8. 次の事項は許容されない：

a) 外国投資を、「In」型口座でない銀行口座に振り込まれた金銭により、本令の定める手順にもとづいて実施すること；

b) 「In」型口座から現金を引き出すこと

9. 次の事項は許容される：

a) 「In」型口座において転換オペレーションを実行すること；

b) 本令にもとづく取引（オペレーション）の実行にあたって「In」型口座同士の間において金銭およびロシアの有価証券の振替を実施すること；

c) 次の場合に、「In」型証券口座（個別口座）においてロシアの有価証券の振替および引出に係るオペレーションを実施すること：

本令にもとづく取引（オペレーション）の実行；

1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」および2001年11月29日付連邦法第156-FZ号「投資ファンドについて」が定める場合および手順にもとづく、ロシアの有価証券の償還、転換（交換）、買戻しおよび取得；

1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」が定める場合および手順にもとづく、ロシアの有価証券のその発行体による取得、当該有価証券の償還。

10. 本令が定める手順にもとづくロシア連邦における投資の実施にあたって実行された取引（オペレーション）、金融派生商品である契約、および預金（預託資産）に係る金銭的債務、ならびに投資の実施の結果として得られたロシアの有価証券およびそれに係る支払い金の引渡し義務は、外国投資家（その利益のために行動する者）に対しては、「In」型口座を利用してのみ履行される。

11. 本令が定める手順にもとづくロシア連邦における外国投資の実施にあたり、ロシアの預託機関は、自らの属人法にもとづいて有価証券に対する権利の登録および移転を行う外国人に対して、「In」型外国名義人証券口座を開設する。この場合、これらの者に対する「S」型外国名義人証券口座の開設は行われない。

12. 本令の実施を目的とする信用金融機関および非信用金融機関の活動に対する要求事項は、ロシア連邦中央銀行理事会決定がこれを定める。

13. 本令が定めるロシア連邦中央銀行理事会決定は、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第7条にもとづく公表の対象とされる。

14. ロシア連邦中央銀行に対して、本令の適用の諸問題に係る公式の解説を行う権利を与える。

15. 本令はそれが交付された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年7月1日

第436号